

## 宮古市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

平成29年 3月30日制定

平成29年 9月 1日改正

### (趣旨)

第1条 この告示は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項の規定に基づき市が行う介護予防・日常生活支援総合事業に関し、法及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この告示において使用する意義は、法及び省令において使用する用語の例による。

### (介護予防・日常生活支援総合事業の基本方針)

第3条 介護予防・日常生活支援総合事業は、高齢者が、重度の要介護状態となった場合においても住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まいその他自立した日常生活に必要な支援が包括的に確保される体制を実現するため、市が中心となり、地域の実情に応じた住民等の多様な主体が参画する多様なサービスを充実させることにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等が行われるものでなければならない。

### (介護予防・日常生活支援総合事業の種類)

第4条 介護予防・日常生活支援総合事業は、法第115条の45第1項第1号に掲げる事業（以下「第1号事業」という。）及び同条第2項に掲げる事業とする。

### (第1号事業の利用手続)

第5条 第1号事業を利用しようとする居宅要支援被保険者等及び介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第197号）に掲げる様式第1の記入内容が同基準様式第2に掲げるいずれかに該当した者（以下「事業対象者」という。）は、別に定めるところにより、第1号介護予防支援事業の利用に係る届出書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該居宅要支援被保険者等及び事業対象者は、地域包括支援センターに当該届出書の提出に関する手続を代わって行わせることができる。

### (第1号事業支給費の支給の制限等)

第6条 法第4章第6節の規定は、第1号事業支給費の支給について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、別に定める。

### (事業対象者の支給限度額)

第7条 事業対象者のサービス事業支給費の支給限度額は、居宅介護サービス費等支給限度基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額（平成12年厚生省告示第33号）に規定された要支援1の介護予防サービス費等区分支給限度基準額に相当する額とする。

(高額介護予防サービス費相当事業)

第8条 市長は、地域支援事業の実施について（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）別記1による高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業（以下「高額介護予防サービス費等相当事業」という。）を行う。

2 高額介護予防サービス費等相当事業における支給要件、支給額その他高額介護予防サービス費等相当事業に関して必要な事項は、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第29条の2の2及び第29条の3の規定を準用する。

(高額介護予防サービス費相当事業費の支給)

第9条 高額介護予防サービス費相当事業費の支給については、宮古市介護保険条例施行規則(平成17年宮古市規則第107号)第9条の規定を準用する。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか、介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

2 次に掲げる告示は、廃止する。

(1) 宮古市介護予防型訪問支援事業実施要綱（平成17年宮古市告示第36号）

(2) 宮古市介護予防型通所支援事業実施要綱（平成17年宮古市告示第37号）

(3) 宮古市介護予防型短期入所事業実施要綱（平成17年宮古市告示第41号）

(4) 宮古市介護予防型運動指導事業実施要綱（平成17年宮古市告示第44号）

3 この告示の施行の日の前日までに、宮古市介護予防型訪問支援事業実施要綱、宮古市介護予防型通所支援事業実施要綱、宮古市介護予防型短期入所事業実施要綱及び宮古市介護予防型運動指導事業実施要綱の規定によりなされた手続きその他の行為は、なお従前の例による。

附 則

この告示は、平成29年9月1日から施行する。